

宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

宮崎地方労働審議会一般公示第1号

宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行なうに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、宮崎県の区域内の関係家内労働者又はこれを委託する委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和4年12月20日までに、宮崎地方労働審議会（宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階、宮崎労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和4年12月7日

宮崎地方労働審議会
会長 有馬晋作

(別紙)

意 見 書

令和4年12月7日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者
住 所
氏 名
職 業

宮崎地方労働審議会
会長 有馬晋作 殿